

平成25年第4回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び散会 平成25年12月18日 午前10時00分 開会
午前11時38分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番 吉 武 昭 博	2番 内 野 悦 子
4番 西 川 朗	5番 増 田 順 弘
6番 岡 本 吉 司	7番 朝 岡 佐一郎
8番 西 井 覚	9番 藤井本 浩
10番 吉 村 優 子	11番 阿 古 和 彦
12番 赤 井 佐太郎	13番 下 村 正 樹
14番 西 川 弥三郎	15番 白 石 栄 一

欠席議員1名 3番 川 村 優 子

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	山 本 眞 義
総 務 部 理 事	菊 江 博 友	企 画 部 長	吉 村 孝 博
市民生活部長	生 野 吉 秀	都 市 整 備 部 長	矢 間 孝 司
都 市 整 備 部 理 事	中 裕 晃	産 業 観 光 部 長	河 合 良 則
保 健 福 祉 部 長	山 岡 加代子	教 育 部 長	田 中 茂 博
上 下 水 道 部 長	吉 川 正 隆	消 防 長	岩 井 利 光
会 計 管 理 者	邨 田 康 司		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	西 川 雅 大
書 記	山 岡 晋		

6. 会議録署名議員 4番 西 川 朗 10番 吉 村 優 子

7. 議事日程

日程第1 議第53号 奈良県広域消防組合の設立に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて

日程第2 議第54号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することにつ

- いて
- 日程第3 議第62号 平成25年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第4 議第59号 平成25年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第5 議第60号 平成25年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第6 議第55号 葛城市営住宅条例の一部を改正することについて
- 日程第7 議第61号 平成25年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第8 議第63号 平成25年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第9 議第64号 平成25年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第10 請願第1号 （仮称）道の駅かつらぎ整備促進に関する請願について
- 日程第11 議第58号 平成25年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について

開 会 午前10時00分

西川議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより平成25年度第4回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

これより本日の会議を開きます。

ご報告を申し上げます。本定例会の会期中に、朝岡佐一郎君から議員提出議案として「葛城市議会委員会条例の一部を改正することについて」が提出されました。このことについて、先ほど議会運営委員会を開催願い、審議方法等について協議いただいております。その概要について、運営委員長より報告を願います。

12番、赤井佐太郎君。

赤井議会運営委員長 おはようございます。昨日17日付で議員提出議案として「葛城市議会委員会条例の一部を改正することについて」が提出されたことを受けまして、先ほど議会運営委員会を開催し、その取扱いについて慎重に協議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

本案につきましては、あす19日に開催いたします本会議最終日におきまして、今回提出されております意見書案について採決を行った後、上程をいたします。審議方法につきましては、提案者よりその内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し討論、採決までお願いいたします。なお、先ほど申し上げました意見書案の審議方法につきましても同様に行いますので、よろしくをお願いいたします。また、議案につきましては、あす、議場に配付させていただきます。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

西川議長 お諮りします。追加議案についての審議方法等については、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、審議方法等については委員長からの報告のとおり行うことにいたします。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議第53号から日程第3、議第62号まで、以上3議案を一括議題といたします。

本3議案は総務文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

12番、赤井佐太郎君。

赤井総務文教常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、去る12月9日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました4議案につきまして、13日午前9時30分より委員会を開催し慎重に審査いたしました。そのうち、ただいま上程されております議第53号、議第54号及び議第62号の3議案につき、審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第53号、奈良県広域消防組合の設立に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可

決すべきものと決定いたしました。

次に、議第54号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第62号、平成25年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決についてであります。若干の質疑はありましたが討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

西川議長 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第53号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第53号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第53号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議第54号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第54号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第54号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第62号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第62号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第62号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議第59号及び日程第5、議第60号の2議案を一括議題といたします。本
2議案は生活福祉常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めま
す。

11番、阿古和彦君。

阿古生活福祉常任委員長 議長のお許しを得ましたので、去る12月9日の本会議におきまして、生活
福祉常任委員会に付託されました3議案につきまして、16日午前9時30分より委員会を開催
し、慎重に審査いたしました。その内容につきまして、ただいま上程されております議第59
号、議第60号の2議案について、審査の概要及び結果を報告いたします。

初めに、議第59号、平成25年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決に
ついてであります。質疑では、一般被保険者療養給付費が8,000万円を増額補正されている
がその要因は、また、退職被保険者等療養給付費や高額療養費の執行状況は、という問いに
対して、一般被保険者療養給付費では当初予算において月額給付額を1億8,100万円と予
想していたが、これまでの6カ月の給付額の実績では月額1億8,587万円となっていること
から、今後の6カ月の給付見込みを月額1億9,000万円と見込み、不足分8,000万円の増額補
正をお願いしている。退職被保険者等療養給付費では、当初予算において月額給付額を
1,741万6,000円と見込み、年額2億900万円を計上しているが、これまでの6カ月の月平均
給付額は1,578万2,000円となっており、予想を下回っている状況から、予算の範囲内で執行
できると見込んでいる。一般高額療養費では、これまでの決算でかなりの伸びを示したこと
から、当初予算計上時に2億8,400万円と前年度の予算額より大きな伸びを予想していたが、
現在の執行状況から、現予算の範囲内で執行できると見込んでいるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

次に、議第60号、平成25年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
であります。質疑では、居宅介護サービス給付費では、当初予算と比べて15%の伸びとなる
補正額を、また施設介護サービス給付費においても10%を超える伸びとなっている補正額を
計上され、さらに介護予防サービス給付費においても増額補正されているが、その要因は、
という問いに対し、居宅介護サービス給付費の伸びについては、訪問介護サービスが平成24
年度と比較すると19.9%の伸び、ショートステイサービスについても25.4%の伸びとなっ
ている現状から、本年度の決算見込みを算出した結果、3,432万7,000円の増額補正となつた。
また、施設介護サービス給付費については、葛城市内の施設整備としては特養、老健ともに
ベッド数はふえていないが、近隣の市町村においては整備が進んでおり、そうしたところに入
居されている方がふえていることから、平成24年度と比較すると10%ほどの伸びを示して
いる。介護予防サービス給付費では、通所介護サービスが平成24年度と比較すると32.2%、
通所リハビリサービスでは11.5%の伸びとなっている現状から、決算見込みを算出し、

1,316万1,000円の追加補正をお願いしたという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
以上でございます。

西川議長 以上で生活福祉常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第4、議第59号議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第59号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第59号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議第60号議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第60号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第60号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議第55号から日程第10、請願第1号まで、以上5議案を一括議題といたします。

本5議案は、都市産業常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

8番、西井覚君。

西井都市産業常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、去る12月9日の本会議におきまして都市産業常任委員会に付託されました6議案につきまして、17日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、ただいま上程されております議第55号、議第61号、議第63号、議第64号及び請願第1号の5議案について、審査の概要及び結果を報告いたします。

まず初めに、議第55号、葛城市営住宅条例の一部を改正することについてであります。

若干の質疑がありました但し討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第61号、平成25年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第63号、平成25年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑では、個人から前年度に繰り上げ償還されたものを繰越して、なぜ本年度で返すのかという問いに対し、繰り上げ償還が3月末であり、処理が間に合わなかったため今年度になったという答弁がありました。また、繰り上げ償還が3月末だったので当該年度に処理できなかったということであれば、なぜもっと早く補正しなかったのかという問いに対して、定期償還月の3月にあわせているため、今回の12月補正となったという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第64号、平成25年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、請願第1号、（仮称）道の駅かつらぎ整備促進に関する請願についてであります。

質疑では、請願書が早急につくられたようであるが、どのようなきっかけでつくられたのかという問いに対し、合併当初から、新市建設計画の中で地域活性化事業として南阪奈インターチェンジ附近に農業、商業、工業の活性化を予定していたので、それに基づくものである。決して早急につくったものではない。また、平成27年3月末までに完成を目指す中で、時期が迫っているため、理事者にも頑張ってもらい、その手助けができればということと請願を提出したという答弁がありました。

賛成、反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。そして、本請願第1号を理事者に送付し、その処理経過と結果の報告を請求すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

西川議長 以上で都市産業常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石栄一君。

白石議員 ただいま、都市産業常任委員会の委員長から報告がありました請願第1号、（仮称）道の駅かつらぎ整備促進に関する請願について、西井委員長に若干の質疑をいたします。

まず、お伺いしたいことは、請願の要件についてであります。請願の要件であります請願

者名、そして請願の趣旨等が当然記載をされているわけでありますけども、この請願の表紙に請願者の住所及び氏名というのがございまして、5人の請願者の住所、氏名が書かれ、ほか191名というふうに表記されているわけでありますが、委員会において会議規則第139条の規定に照らして、この要件を満たしている実際の署名、押印されている方々はどれほどいたか、教えていただきたいというのが第1点であります。

第2点は、その署名の中に南都銀行の新庄支店の支店長あるいは奈良中央信用金庫の新庄支店長、そして大和信用金庫の新庄支店長が記名、押印されているということがあります。この件について常任委員会でどのような議論がされたのか、ご報告がなかったわけでありますのでお伺いをしておきたい、このように思います。

さらに、その署名の中に、区長の角印の判が押されているのが三十数件あるわけでありますが、これらの区長が代表印を押しているということは、これは区民の総意に基づいて押されているというふうに考えるわけでありますが、この点についても都市産業常任委員会でどのように議論され、有効なものかと判断されたのか、お伺いをしたいと思います。

以上です。

西川議長 西井君。

西井都市産業常任委員長 まず第1点、請願者の数字で説明をせいということでございますので、請願者の中で196名が要件を満たしている者、署名及び捺印が欠如しているという方が81名おられるということでございます。

次、銀行はその中に入っているがいかがなものかということでございますが、私個人的には金融機関であろうとも請願するのには別に問題がないのではないかなと思いますし、その話について各委員からは発言もなかったという経緯でございます。

続きまして、区長印、39点があるのについての質問でございますが、区長みずからの責任及びその地域の中で、代表の中で押されたものであろうということでございますと思いますが、その辺についても各委員から質問等がなかったということでございますので、そういう事情の中で、公平な形の中で議事を推進させていただきましたとっておりますので、その辺ご理解のほどよろしくお願いいたします。

西川議長 白石君。

白石議員 ただいま西井委員長から、会議規則第139条の要件を満たしている署名が196名、これは要件を満たしているというふうに言われました。一方で、81件が印鑑がなかったり住所がなかったり、そういう形で欠如しているという説明がありました。これはどちらが正しいんですか。196名は、これは会議規則第139条の規定に照らして要件を満たしているというふうに考えておられるのかどうか、この点をはっきりまずお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、南都銀行や大和信用金庫、奈良中央信用金庫の新庄支店長が記名、押印されている。ご承知のように、南都銀行は葛城市の指定金融機関として、市民の税金や使用料等収納事務、あるいは葛城市の預金も預かっている。さらに、葛城市の指示により支払い等を行い、日々の日計、月々の月計をまとめ、市と連携をして市の会計を厳正に進めていく、そう

いう立場にある銀行であります。さらに、大和信用金庫、あるいは奈良中央信用金庫は、収納代理金融機関として、収納を中心に南都銀行と連携をして葛城市の歳入の事務に当たっている、こういう立場にあるわけです。市の役割というのはまさに住民福祉の増進を図ることにあるわけで、私はこういう指定金融機関や収納代理機関が、道の駅を推進するという願意を強く持って署名と捺印をするということは、これは到底考えにくいわけでありまして。何らかの働きかけがなければ、私は署名、捺印というものはなかったということもあります。

もう一つ言っておきますと、株式会社農業法人當麻の家代表取締役が記名、押印をしています。この當麻の家は、葛城市が持っている施設を使って、いわゆる指定管理者としてその運營業務を委託を受けている、そういう立場にある会社であります。こういう立場にある会社が、道の駅推進の願意を持って、みずからの立場を表明するということが適切なものなのか、妥当なものなのかということは、私は問われなければならない、このように思います。

また、区長印が押されているということに対しては、区長みずからがその責任をもって代表として押している。これは聞かなくてもわかる話であります。しかし私は、こういう市民の意見が割れている問題について……。

西川議長 暫時休憩します。

休 憩 午前10時30分

再 開 午前10時31分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

白石議員 市民の総意をもって区長が判を押したかどうか、あなたはどのように判断されていますか。委員会でもどのように判断されたか、お聞かせいただきたいと思っております。

西川議長 西井君。

西井都市産業常任委員長 まず第1点の請願の要件を満たした者ということで196名、請願要件を欠く者81名ということで返答させていただきます。

あと、2点、金融機関はいかなるものかということについては、先ほど申し上げましたように、委員からの発言もなく、またそれ相応の金融機関としての責任のもとに押されたものやという判断は、私個人的にはそのように思ったわけでございます。

また、當麻の家については、當麻の家としても個人的には聞いている話ではございますが、新しい道の駅ができて相乗効果もあり、我々がより頑張って今以上の努力をさせてもらって成績を上げたいということで、できることについて異議がないということで押させてもらったというふうに聞かせてもらっておるわけでございます。

あと、区長印の39点につきましては、各大字の区長がそれ相応の責任のもと押されたものという解釈をさせてもらって、これについても各委員から意見がございませんでしたということを返答させていただきます。

以上でございます。

西川議長 白石君。

白石議員 これで終わりでありますけれども、委員長の答弁では196名が要件を満たしているということ、これを再度繰り返しされました。そして、要件を満たしていない、欠如している数が

81ということになりますから、あわせて277名の署名があったというふうに考えていいのでしょうか。その辺は改めて数を精査していきたい、このように思います。

私は、南都銀行やあるいは中信、やましん、さらに農業法人當麻の家が、それぞれ立場で営業したはるといえるのは、これはよくわかります。しかし、私が言っているのは、指定金融機関として、収納代理機関として、あるいは指定管理者として業務を委託を受けているものとして、このような形で願意を示すことは、これは適当ではないのではないかと。誰かから強く勧められて署名をせざるを得なかった、そういう可能性があるのではないかとということをお問うているわけであります。当然、民主主義の原則からすれば、区長もみずからの責任において、市民の総意が推進になっているから判を押したということだと、西井委員長は言っているわけでありますけれども、そういうことにはなっていないということ、私は強調して質疑を終わっておきたい、このように思います。

西川議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第6、議第55号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第55号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第55号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第61号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第61号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第61号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第63号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第63号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第63号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議第64号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第64号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第64号は原案のとおり可決されました。

日程第10、請願第1号について討論に入ります。

討論はありませんか。

白石君。

白石議員 請願第1号、(仮称)道の駅かつらぎ整備促進に関する請願について、反対の立場から討論を行います。

新在家の道の駅ふたかみパーク當麻に続いて、南阪奈道路の葛城インターチェンジの南側、大字太田の山麓地域に、2つ目の道の駅が、18億円もの膨大な市民の税金を投入して建設されようとしています。

さきの市議会議員選挙では、葛城市に2つもの道の駅が必要なのかなどなど、市民からの疑問の声が多数寄せられました。これは当然のことです。この新しい道の駅建設事業は、合併前の新市の建設計画や葛城市の山麓地域整備基本計画、議会が地方自治法第2条第4項の規定に基づき決議、決定した葛城市総合計画や、さらに都市計画法第18条の2の規定に基づいて策定をした都市計画マスタープランには、全くなかった事業であります。

山麓地域整備基本計画は、合併前につくられた新市建設計画に基づいて、山麓地域の整備事業、地域活性化事業を具体化するために、平成17年11月10日に設置された市議会まちづくり特別委員会において、平成17年12月から平成20年2月にかけて6回にわたり議論され、承認されたものであります。

この議論の中で、平成18年3月には山麓地域整備基本計画が策定をされ、平成18年10月に策定された葛城市総合計画、平成19年3月に策定された都市計画マスタープランに、その山麓地域整備事業が盛り込まれ着々と進められてきたのであります。

山麓地域整備基本計画では、山麓地域南部をファームリゾートエリアとして位置づけられ、太田地域の地場産業振興ゾーン、寺口地域のクラインガルテンと花の里、平岡地域のソバの花咲く里など山麓地域全体の活性化を目指す計画が予定され、概算事業費は10億円でありま

す。新道の駅の設置が予定されている地場産業振興ゾーンの事業費は5億3,000万円、敷地面積は1万8,000平方メートルでありました。

ところが、平成20年11月に山下市政誕生後の平成21年7月20日に、商工会長や観光協会会長、区長会長、農業委員会会長などが参加する（仮称）道の駅計画検討委員会が立ち上げられ、さらに10月18日には市民公募のワーキング会議、商工会員だけの推進委員会や、商工会員が半数を占める設立委員会が次々と立ち上げられ、事業手法としての新道の駅を選択、決定をすることに至った。18億円もの大事業へと転換され、推進することになったのであります。そして、平成23年3月にはワーキング会議が道の駅の設置場所を決定された。さらに、推進委員会や設立委員会によって、施設の規模や内容、運営の方法や経営の分析、これらが協議、決定をされる、こういうことになっていたのであります。

この道の駅の建設事業が市議会に報告、説明されたのは、その後の平成23年10月25日の都市産業常任委員会が初めてでありました。18億円の事業費も設置場所も決定され、国に対する補助申請まで行われていたのであります。市議会まちづくり特別委員会が2年以上かけて具体的な都市再生整備計画の策定など事業手法まで議論、承認して策定をした山麓地域整備基本計画、さらにこの計画が盛り込まれた総合計画や都市計画マスタープランを全く無視するやり方であります。議会は追認するだけの役割、二元代表制など全く眼中にないやり方であります。

しかも、山麓地域整備基本計画のクライנגルテンとソバの花咲く里の事業を切り捨てて、18億円の事業費をつぎ込む新道の駅建設事業を打ち出した検討委員会、事業計画策定の隠れみのにされてきたワーキング会議、事業計画を具体的に推進してきた推進委員会や設立委員会の会議録を開示請求しても、会議記録がないということであります。議論の中身や決定のプロセスが全く闇の中で、知り得ないわけであります。

さらに、新道の駅が設置される3万3,000平方メートルの敷地の中に、商工会が合併前の平成16年3月に購入し9年間も塩漬けになっている土地が2,200平方メートル含まれています。さらに、ワーキング会議や設立委員会の委員の中にも、この敷地の中に土地を持っている方が参画をしているのであります。まさに、利害関係者が計画の立案にかかわり、施設の規模や内容、運営の方針や経営分析等の策定に深くかかわっている所以であります。

誰のための事業なのか。道の駅の事業の正当性、透明性、適法性が厳しく問われるものであります。また、切り捨てられた寺口、中戸地域にまたがるクライングルテンと花の里の事業が予定をされている地域は、新庄町が30年も前に南阪奈道路の建設により奈良県南部地域と大阪を結ぶ玄関口として、研究産業ゾーン、文化観光レクリエーションゾーンとして大阪を結ぶ玄関口として整備することを、総合計画や都市計画マスタープランに位置づけられてきたところでございます。この整備計画が、合併前の新市建設計画に取り入れられて、山麓地域整備基本計画や葛城市の総合計画、都市計画マスタープランに取り入れられ、具体化されることは、当然のことでありました。

ところが、この新庄町時代からの長年の懸案だった整備計画が、一部の団体や個人の利益のために切り捨てられたのであります。

新道の駅事業の推進は、先人たちのまちづくり計画や議会が承認、議決した諸計画をないがしろにし切り捨てるものであります。断じて認めるわけにはまいりません。

しかも、平成21年7月20日に、道の駅検討委員会が設置されてから早や4年が経過をしているにもかかわらず、いまだに施設の規模や内容、施設の配置が決まらず、運営方針も経営分析も決まっていないのであります。これは、さきの吉武議員や私の一般質問で明らかになったことであります。

18億円もの市民の税金を投入する大事業にもかかわらず、こんなずさんなやり方は、見たことも聞いたこともございません。さらに、請願者の中心メンバーは施設の設置、運営方針や経営分析等を協議し決定する設立委員会の委員として、事業を推進してきた当事者であります。道の駅整備促進を求める等、本末転倒であると考えます。事業を推進してきた人たちの中には、18億円の事業費は国からの交付金8億円、残りは合併特例債で賄える、市の持ち出しは実質3億円程度で、何の心配もない、こう考えているかも知れません。とんでもありません。葛城市の財政問題は、市の持ち出しや財源の内訳にあるわけではありません。葛城市の近い将来の財政にかかわる大きな問題であります。葛城市の新市建設計画事業は、新庄幼稚園建替事業や学校給食センター建設事業、計画になかった新道の駅建設事業、新たに追加されています。その上に、新クリーンセンター建設事業が大幅に増額をされ、65億円を超えるという状況にあります。新市建設計画が大幅に変更、拡大され、事業費は平成18年の157億円から200億円に膨らんでいるのであります。

この変更を追加された新市建設計画に基づきつくられた平成21年度から平成32年度までの財政計画を見てもみますと、借金の残高は平成26年度には207億円に達し、毎年の借金の返済額は平成27年度には16億円に大幅に増加し、平成27年度以降は毎年19億円から20億円にも達するということとなります。これは、通常の年の7億から8億に倍する増加であります。

そこで、財政計画はどのように対応しているか。平成27年度からは借金返済額の大幅な増額と普通交付税が段階的に減らされてくることによる収入不足を補うために支出面において、平成27年度から道路の新設や改良などの普通建設事業費を通常の年の12億円程度から2分の1以下の4億9,700万円に削減している。平成28年度以降も、3億円から7億円へ大幅に減額をしているのであります。

一方、収入面では、平成28年度からは毎年4億円から7億円もの貯金を取り崩して、収入を補う計画になっています。その結果、平成26年度までに積み立てを予定している39億円の貯金は、平成32年度には9億5,000万円に減ることになっています。その上に、平成32年度からは、交付税の一本算定により交付税が丸々5億円減少することになるのであります。この財政計画のとおり推移すれば、平成33年度以降の早い時期に財源不足を補えなくなる、そういう困難な状況に陥ることが、この変更後の財政計画によって読み取れるわけでありませぬ。

しかも、ワーキング会議が道の駅の設置場所として設定した区域は、国が砂防や地すべり地域に指定している危険なところですよ。しかも、西側山麓部には民間事業者の造成工事によって、県が許可した区域を越えて多量の土砂が持ち込まれ、土砂崩れが発生する危険な状態

にあります。また、県道沿いの土地には、産業廃棄物が埋め込まれたまま放置されている土地もあります。現状では、公共施設の設置はふさわしくない場所と言わざるを得ません。これらの状況は、検討委員会やワーキング会議、あるいは設立委員会の委員の皆さんには全く情報として提供されていないことであります。

私は、このような状況の中で新道の駅建設事業を整備推進することは、葛城市の将来にとって、市民の将来にとっていかなるものか、一旦凍結をして、市民の総意で見直すべきだと考えます。整備の推進など、とんでもない話であります。

以上、反対討論を終わります。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

下村君。

下村議員 ただいま上程されております請願第1号、(仮称)道の駅かつらぎ整備促進に関する請願について、賛成の立場から討論を行います。

地域活性化事業が、新市建設計画において官民一体となって地域活性化を推進するための事業であるとされていますが、現在、市によって建設を予定されている道の駅につきましては、建物等にかかわるハードを市で建築し、運営にかかわるソフト面については(仮称)道の駅かつらぎ設立準備会において行っておられ、まさに官民一体となって進めておられる地域活性化のための事業であります。

建設予定地については、現在は交通渋滞等の増加が問題になるとはされておりますが、裏を返せばそれだけの交通量があり、道の駅を利用する顧客を獲得するには絶好の場所でもあると言えるわけでございます。こういった場所において、道の駅が整備されることによって、新鮮な農畜産物や地場産の商工業品を販売できることは、生産者の立場からは商品の出口がふえるということで個人所得の向上につながりますし、市の立場においても所得向上による税収の増加が見込めるということになります。一方で、個人消費者にとっては、地産地消と言われておる昨今ですが、新鮮で安心・安全な食品等を手に入れることのできる場として、また交流の場、憩いの場として利用いただける場所ではないかと思えます。

事業手法として道の駅を選択されましたが、他の事業手法であった場合に、道の駅以上にPRのできる施設があるかを考えましたところ、一般的な公園施設や直売所といったものでは、市内外に対するPR度が全く比べ物にならないものであります。

今後はこの道の駅という事業手法を有効に利用いただいて、メディア等も通じて十分に葛城市をPRしていただき、地域活性化につなげられるようこの事業を推進していただきたいと考えまして私の賛成討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

吉村君。

吉村議員 請願第1号、(仮称)道の駅かつらぎ整備促進に関する請願について、反対の立場で討論をさせていただきます。

先般の一般質問、また昨日の都市産業常任委員会での討論にもありましたように、施設の規模や配置等いまだに決まっていません。施設の内容とともに経営分析もまだ示されていない

い状況です。また、農産物の集荷や販売の見通しも不透明なまま、用地買収だけが70%まで進んでいるのが実態です。

最新の図面では、建物部分が1つに集約されているため、道の駅と公園とに分けられたように思われます。その中の道の駅部分においては、道の駅の定義でありますトイレ、休憩所、案内所そして駐車場のみで、加工所、直売所、観光プラザの建築は認められていません。ただ、公園部分におきましても、公園附属建物として公園用地面積の2%の上限の広さでの建物しか認められていないのが実情です。

そのような場所での加工所、直売所、観光プラザの建設は、難しいのではないのでしょうか。

有利とは言え、合併特例債も借金です。18億円もかけて行おうとする事業にしては、あまりにも計画性に欠け、責任の所在さえいまだ未確定です。

ある推進派の方に「最終、誰が責任をとるのでしょう」と尋ねましたら、答えは「上の人」でした。請願書に署名された方々の中で、どれだけの方がこのような計画の実態を認知してサインをされたのでしょうか。また、どれだけの覚悟で推進されようとしておられるのでしょうか。

昨日の都市産業常任委員会において、葛城市議会会議規則第139条第1項による請願者の定義なるものの説明もありました。その中には、請願者は押印しなければならないというくだりがあります。ところが、請願者と言われる方の中には、深く考えずにサインした、ただサインのみで押印はしていないと言われる方もおられます。ではその方の印は誰が押されたのでしょうか。

こういったことを考えますと、この請願書自体の信用性まで疑問に思うところです。

いずれにしましても、真の民意はどこにあるのかをもっと検証していただくことをお願いしまして、反対の討論とさせていただきます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

西川君。

西川朗議員 ただいま上程されております請願第1号、(仮称)道の駅かつらぎ整備促進に関する請願ついて、賛成の立場から討論を行います。

道の駅整備建設事業については、新市建設計画上、地域活性化事業として位置づけられ、道の駅はそのための事業手法の1つであると考えております。市長の答弁でも明らかです。

新市建設計画では、ほとんどの事業が新設の統廃合、耐震対策、道路整備などがあり、合併に資する事業としては、市の一体感の醸成を行う事業はこの地域活性化事業のみとなっております。

実際、提出されました請願は約200名の市民の署名があったということですが、旧町の枠組みにとらわれず、これほど多数の市民の皆様からの請願は、まさに一体感が醸成されてきたあらわれとも言えると、私は思っております。

また、現在の農業を鑑みますと、農産物生産者の高齢化により生産意欲の低下や担い手不足などが言われております。農業、商業、工業の連携による六次産業、こういった現状の打破には有効かと思われ、市民それぞれのメリットがある地域活性化事業として、ぜひ進めてい

ただきたいものだと、私は考えております。

新市建設計画事業として平成27年3月までとなっており、期限が迫っておりますので、しっかりと取り組んでいただくことを要望して、私の賛成意見といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

吉武君。

吉武議員 現在上程されております（仮称）道の駅かつらぎ整備促進に関する請願ついて、反対の立場から意見させていただきたいと思っております。

現在、道の駅の整備事業が進められている中で、この請願書が出てきたこと自体が余り自分自身よくわからないところであります。出てきたところがなぜなのかと考えますと、請願書の最後の部分に「市においても太田南交差点から道の駅へのアクセス道路の確保、渋滞緩和を強く要望し、市民への道の駅の整備の周知を十分に図られ、魅力ある道の駅の整備をより一層推進されるようお願い出る」と書いてありますが、やはり推進されている方々も、こういった請願書を出さないといけないぐらい不安をかかえていらっしゃると思っております。また、この請願書内に、「現在は道の駅推進に対して農業者、商工業者が中心となって協議を行っている」と書かれていますか、まさにここの請願書に書かれている方々の名前を拝見させていただいても、農業者や商工業関係者が多いと思っております。自分たちのために18億円使って道の駅かつらぎをつくってくださいという趣旨でありますけれども、市の全体、市民全体の方々のことを考えると、私は賛成できない。反対の立場をとらせていただきたいと思います。以上です。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

藤井本君。

藤井本議員 私も、この請願に関しましては反対の立場で討論させていただきます。

しかしながら、反対と言いながらも、この文書を読ませていただきますと、納得いく部分がございます。最後のところにある「市民への道の駅の整備の周知を十分に図られ」という、市民に道の駅があそこにできるんだ、こういった計画があつてできるんだということを、周知をしなければならぬ、私はこの部分については本当にこの請願に同意するものであって、納得もしております。

今回のこの12月議会で一般質問、この前の一般質問、2人の方から道の駅に関して一般質問がございました。そこで、市長の答弁の中にこういうことがございました。質問する人からアンケート等市民へもう少し広めたらどうだという意図で質問されたときに、市長はどう答えられたか。図書館を例に出された。図書館を利用しない人は反対もするだろう、こういう答弁をなされた。答弁として私は余りふさわしくないなと思いつつも、市長の気持ちというのはよく伝わりました。今申し上げようとしているのは、そういったことで、今、市民に伝わっていない、周知されていない、そういう中で今これが進められようとしているわけです。ここは、私も賛同できるし、この場を借りて僕からもお願いをしておきたいなというふうに思います。

先ほどの質疑を聞いておりますと、こういう請願が出てきたのに、早急に作成されたのか

どうかとかいう質疑があったと報告を受けました。なぜこの時期に出てきたのだろうと、私も考えておるところですけれども、それは今、私たちが凍結を求めているというところに、いや、それだけではなく推進をしている者もいるんだということを、法に基づいてこういう請願を出されたのだろうと、私はこれはまちづくりの中において正しいことだと思います。そういう意見を出されてきたというのは正しいだろうと思います。

しかし、私たちは、なぜ凍結を求める議案を出そうしているか。これは、この前の10月の選挙で多くの市民の方からそういった意見を聞いて、市民と今やろうとしていることが、その方向性、道の駅をつくろうとしている方向性が、私は共有していないと思います。同じ考え方はないと思います。18億円のお金とか、いろいろ今まで討論でもございましたけれども、これだけのお金を使って事業をする場合、やはり市民の皆様にもう少し、ここにあるように周知をされて、方向性を共有してから事業を進めるべきだと、このように思っておるところです。だから我々は一旦凍結をしようということを出させていただいている。これも、傍聴にもたくさんの方が来られてますけれども、その辺のところはご理解をいただきたいというふうに思っております。

この請願についてですけれども、法に基づき請願というのは個人であろうと法人であろうと、いわゆる団体であろうと、こういう形で署名はできます。先ほどから質疑等にも出ておりましたけれども、確かに区長の名前があつて判があるというのは、非常に我々にとりましても重く思っております。重要視もさせていただいております。しかし、先ほど申し上げたように、私たちが選挙の中で聞いたことと、区長が自己責任をもってここで書かれているという、こういう委員長のお話がございますけれども、これの理解の仕方に非常に苦慮しているところです。私は、ちよかたんかわからないけども、総務省にもこういった場合のケースをどのように理解したらええのかということもお尋ねをいたしました。きちっとした答えが出てこなかったわけですけれども、どちらにしろ、私たちが、何遍も申し上げますが、選挙を通じて個人から聞いた意見、本当に区長が市民の、区民の総意としてここに書かれているものかというのには、もう少し私は実証するのに時間がかかろうかと思えます。また疑問点も持っているのも事実でございます。

また、金融機関の話もございました。私は金融機関の出身者でもあります。今、市の議会の方で収益性とか計画性、これが不十分だということで問題視をしている議論がある中で、本当に金融機関が、民間からのお金を貸し出しをする金融機関、事業者であればその計画性なりいろいろな収益性とかを重要視する金融機関が、本当に金融機関としてここにご署名をされたのかと、私は確かめも何もしておりませんが、そういったところももう少し確認をしなければならぬであろうというふうに思っております。

私自身、凍結を求めていきたい。市民の声を大事にして凍結を求めていきたい。しかしながら、ここに、請願にも書かれているように、市民の方と方向性というものをちゃんと共有している進んでいくまちづくりをしていきたいということを申し上げて、反対討論いたします。

以上です。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

阿古君。

阿古議員 私も、今回のこの請願については、反対の立場で討論をさせていただきたいと存じます。

平成16年10月に葛城市が誕生いたしました。その誕生というのは必ずしも楽な道ではありませんでした。合併協議会を立ち上げて、賛成の方も反対の方も、いろいろな町民の方々のご意見をいただく中で、新しい市をつくるということはどういうことなのかということ、真剣に議論してきました。その新市建設計画というのに一番代表されるんですけども、その根底となったものというのは、2つの町が1つになる、なるに当たっては必ず行政効率を上げていかないといけない。だから、今現在2つあるものでも、将来においては1つにする。そういう共通の認識がありました。ですから、今回上がってきている新道の駅という事業については、非常に驚きました。と言いますのが、旧當麻町では、これ、旧町の話之余りしたくないんですけど、旧當麻町では道の駅當麻の家というのがあったからです。だから、新市建設計画の中に、新しい道の駅をもう一つつくりましょうという議論には絶対ならなかった。2つあるものを1つにする方向での話というのはあったんですけども、あえてあるものをもう一つ同じものをつくりましょうという議論には絶対ならなかったんですよ。それが、ある意味葛城市の新市建設計画の根底にあった考え方と私は思っています。

合併というのは、必ずしも楽な道ではありませんでした。平成16年ですから、今で9年です。来年の平成27年度、年度から言いますと平成27年度からになるんでしょうか、国は2兆円の交付税の計算方式から一本算定に変わります。5カ年をかけて、10年後、合併が過ぎて10年後の5カ年をかけて、一本算定をした交付税に落とされていきます。ですから、その間にすることは何なのかということ、やはり私は真剣に考えるべきやと思います。

山麓線を走っていると、コンビニエンスストアが次から次へ建ってきています。1つできれば1つ消えていきます。そういう状況にある中で、同じ街道沿いに2つの道の駅が本当に必要なんでしょうか。

私は、25歳から農業関係に携わる仕事をしてきました。その中で、国は農業を切り捨ててきたというのを実感しております。ですから、農業振興はぜひ図っていただきたいと考えています。でも、本当に農業従事者の方が道の駅ができることによって、その農業の根本が変わるとお考えになっていますか。次の世代が、若い人たちが、道の駅ができるからと言って農業に従事されると思われませんか。専業でいく、農業を振興するということは、そんな甘いものではないと思います。当然、生計をするためには年間数千万円という売り上げが必要になります。では、道の駅で販売して、それだけの金額が1農家の方が上げられますか。趣味で農業をされている人は、それでもなりわいが立つのかもかもしれません。でも、本当にこの葛城市の農業を考えるのであれば、もっと違った方法があるのかもわかりません。今現在ある道の駅を最大限利用する方法で、私は考えるべきやと思っています。

国はいま1,000兆円の借金をかかえて、そして来年度には消費税が上がります。それは、社会保障費の補てんだという言い方になっていますが、現実には多分違うのでしょうか。東日本大震災の復興のために、税金も上がってきます。多分これから5年後、10年後、国民の、葛

城市の市民の納める税金は上がっていくのでしょうか。

葛城市では今、合併特例債という有利な起債を使って、いろいろな事業を考えています。当初は満額の合併特例債の発行なんて考えていませんでした。それは、先例として合併された自治体の状況も予測できたからです。一昨日の日本経済新聞の中に、「平成の大合併、財政圧迫、自治体支援終了に「待つて」」という見出しで記事が書かれています。起債事業というのは、必ず将来の世代に負担を与えることです。満額の合併特例債の発行、新クリーンセンターにおいて、尺土駅前において、給食センターにおいて、新市建設計画が膨れ上がって目いっぱい合併特例債を発行するんでしょう。それが足りなくて、新クリーンセンターでは別の地方債も発行するんでしょう。では、それを払うのは一体誰なんですか。それを思うと、私はもう少し慎重に事業の計画を、事業そのものを見直す必要があると思っています。

次の世代に私たちは責任を持たなければいけません。今の市民の皆様に対して、責任を持たなければいけないと思います。ですから、この新道の駅の事業は、再検討をすべきやと私は考えて、この請願の議案に反対をさせていただきます。

西川議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時15分

再 開 午前11時16分

西川議長 再開いたします。

ほかに討論はありませんか。

朝岡君。

朝岡議員 ただいま上程をされております請願の第1号、(仮称)道の駅かつらぎ整備促進事業に関する請願について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

請願の内容については、先ほど来から討論がございましたように、私なりにさまざま、過去の経緯も、その中の議論も議事録等で読ませていただく中で、やはり、今、目指すべきもの、新市建設計画の中に位置づけられた、南阪奈のインターチェンジ沿いに、この周辺の好条件を生かして、そして自然環境と調和を図りながらそういう施設整備をすると、こういうふうに明確にうたわれているわけでございます。

先ほど来の討論の中には、この計画があたかも以前の計画ではなかったと、こういうようなお話でございましたけれども、事業手法としては確かに道の駅ということでございますが、この請願に書かれているように、六次産業という新しい産業の拠点である。当然、新しい産業の中には農業者の皆さん、そして商業者の皆さん、そして工業者の皆さん、この皆さん方が連携して新しい独自のブランドをつくるということが、ここにも、請願の内容にも書かれています。新しいものを新しい拠点で、過去のさまざまな計画に、それを礎にして新しい将来へ向けての葛城市のランドマークとして、この道の駅の推進を、平成23年度10月に初めてこの議会に発表された、こういうわけでございます。

当然、先ほど来からございますように、山麓地域の整備基本計画、また葛城市総合計画、また都市計画マスタープラン、さまざまな計画の中に、この新市建設計画の中にうたわれているようなさまざまな事柄が書いてございますが、この策定されたさまざまな計画の中には、

今、討論にもありましたように、ファームリゾートエリア、そしてクライנגアルテン、さまざまな計画がうたわれておりますが、この間、平成23年10月、この道の駅という事業手法を使ってはっきりと計画が前に出てきた。実際の予算もしっかりと裏づけをして前へ出てきた、表へ出てきたと、こういうふうに私は考えております。

では、今までの計画は何やったんや。今までの計画は、それぞれ今、討論にありましたように計画はありましたが、では、地元の同意がとれてたのか。地元でさまざまな働きかけをしたのか。また、そういう有利な、先ほど来地方債のことをうたわれておりますけども、どの事業もできる限り国の補助事業というのを見つけて、ノミネートをして、そして有利な補助事業に乗せて事業を行っていき、できる限り依存財源を有利に展開しながら事業を起こすというのは、これは自治体の責務であります。

では、そのさまざまな計画に乗ったプランニングの中のさまざまな事業が、そういうようないろいろ働きかけをしておられたのか。全く、言い方は悪いですけど、机上論にしかすぎない。それがようやく、ここへ来て、道の駅という事業手法、有利な国の補助制度にノミネートして、しっかり採択を受けて、将来の六次産業化へ向けて、農業者の方、商工業者の方の代表が皆様方の声を聞きながら、設立委員会に反映されているのは当然のことです。そういう中で、この道の駅の事業は推進をされている。

この請願書の中には、先ほども西井委員長がおっしゃった196名、81人はその要件を欠くとはいえ、この内容を熟知して、当然、自分の願いを請願書の中に託して署名をされている。ですから、277人の方が、多くの皆さん方がこの事業を推進してほしいと、このように市にその請願を議会を通して持ってきていただいている。これは、非常に重大なものでございます。

区長印の印鑑のこともいろいろのお話でしたが、区長と言えば、当然、区民の代表であり、区民から選ばれた区長であります。行政とそしてまた区民とのパイプ役として、大変ご苦勞をいただいている。当然、区長としてもその自覚とその任務の遂行については、区長は代表の立場としてその判断は区民の判断に等しいと、私はそのように思っております。区長の印鑑が押しであるということに対して、るるご意見がありましたけども、失礼極まりない。私はそのように思います。

いずれにいたしましても、こちらに書いてございますように、道の駅の推進については、農業者の方、商工業者の方が中心となって、そしてまたここに図られているように、魅力ある整備を一層推進されたいと、こういう願いでございますので、私もこの意見を申し立て、賛成の立場の討論とさせていただきます。

以上でございます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。本件を委員長報告のとおり採択することに賛

成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川議長 起立多数であります。よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

ただいま採択することに決定いたしました請願第1号は、委員長報告のとおり理事者側に送付し、処理経過及び結果について報告を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は理事者側に対し処理経過及び結果について報告を求めることにいたします。

次に、日程第11、議第58号議案を議題といたします。本案は3つの常任委員会に分割付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

まず、総務文教常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

12番、赤井佐太郎君。

赤井総務文教常任委員長 ただいま上程されております議第58号、平成25年度葛城市一般会計補正予算(第3号)の議決につきまして、総務文教常任委員会の関係部分について審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、財産管理費における光熱水費の電気代、ガス代等の内訳、及び修繕費の内容は、という問いに対し、光熱水費210万円のうち、電気料金の値上げに伴う電気代が130万円、ガス代が60万円、水道代が20万円をそれぞれ占めている。修繕費については、新庄庁舎における空調設備のうち、50トン1基、20トン2基分のコンプレッサーの取りかえ費用として467万円かかるが、現在の予算執行と相殺し、不足分となる360万円を計上するものである。

また、昨年の4月から10月の電気代は970万円程度であったのに対し、本年度は1,100万円と14%上昇し、年間の電気使用料としては当初予算1,824万円に130万円を加え、両庁舎をあわせて1,954万円を見込んでいるという答弁がありました。

また、交通安全対策費の工事請負費として計上されている忍海駅及び当麻寺駅の駐輪場にかかる工事費の内訳と明細は、という問いに対し、近鉄忍海駅前駐輪場において、自転車、バイクの盗難防止のため、スチール製のバリカー35カ所と総延長84メートルの防護柵の設置費として300万円を計上している。また、当麻寺駅前駐輪場にかかる700万円については、3カ所ある駐輪場のうちの1カ所につき土地貸主から返却の申し出があったため、平成26年3月末に土地を返却することに伴い、駅西側の駐輪対策として、現在、市が既に賃借している54.28平方メートルの駐輪場を、150台の駐輪が可能となる305.38平方メートルに拡張するための工事費である。工事内容としては、既存建物の解体、アスファルト舗装、周囲フェンスの設置等であるという答弁がありました。

この答弁を受け、個人の建物の解体等を行うのであれば、工事請負費でなく補償補てん費により補償すべきではないか、という問いがあり、今回ご協力いただいた所有者からは、市民が利用される駐輪場であることから、移転補償は不要であり、市が責任を持って解体工事を行っていただきたいとの申し出があった。この申し出により、公用地の取得に伴う損失補

償基準第6条第2項に基づき工事を行うものである。また、駐輪場とする以上は、10年あるいは20年にわたり長期的に利用させていただくことについても合意をいただいております。補正予算の議決後に契約を締結させていただく予定であるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会の報告といたします。

西川議長 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

次に、生活福祉常任委員会の関係部分についての審査の結果報告を求めます。

11番、阿古和彦君。

阿古生活福祉常任委員長 ただいま上程されております議第58号、平成25年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について、生活福祉常任委員会の関係部分について、審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、児童福祉費の子ども・子育て支援システム導入委託料の内容と繰越しとなる理由は、という問いに対し、この委託料は平成27年4月から幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に支援する子ども・子育て支援制度がスタートすることに伴い、現行では別々となっている幼稚園と保育所の管理システムを一元管理し、就学前の教育、保育に係る業務を総合的に管理、運用できる電算システムを構築するための委託料である。繰越明許とする理由については、システム構築のスケジュールとして平成27年度から本格運用となることから、今年度3月ごろに委託契約を結び、システム構築を開始し、平成27年度の募集時期になる平成26年秋には既存の保育・幼稚園のシステムのデータ移行を完了する予定となっており、今年度内の完了が見込めないことと、本事業に係る事業費のうち、歳入として見込んでいる県補助金の安心こども基金の対象が平成25年度中に事業に着手し、平成26年度中の完了が認められる事業とされているためであるという答弁がありました。

また、児童措置費の保育所緊急整備事業補助金の補正内容は、という問いに対し、本補助金は華表保育園の施設整備に係る補助基準額の変更によるものであり、当初は定員を130人から200人とする施設整備を行うということで3億1,194万3,000円の補助基準額となっていたが、平成25年4月から定員を180人とされたことにより、補助基準額が3億1,402万2,000円となり、その増額分のうち市の補助は4分の3となっていることから、今回156万円の追加補正をお願いするものである。また、歳入では、定員増による補助基準額が増加したこと及び県の安心こども基金の補助率が当初は補助基準額2分の1とされていたが、厚生労働省の待機児童解消加速化計画を提出し、採択されたことにより3分の2になったことにより、5,337万7,000円の増額となったという答弁がありました。

また、火葬費の需用費が増額されているが、その理由と今後の見込みは、という問いに対し、当初予算計上時は年間火葬件数を275件と想定していたが、今年度は例年よりも3割程度上回っている状況となっていることから、年間予想件数を380件程度と見込み、それに対する消耗品費、燃料費、光熱水費が不足することから、今回補正をお願いしたという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

西川議長 以上で生活福祉常任委員長の報告は終わりました。

最後に、都市産業常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

8番、西井覚君。

西井都市産業常任委員長 ただいま上程されております議第58号、平成25年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決につきまして、都市産業常任委員会の関係部分について、審査の概要及び結果を報告いたします。

質疑では、道路新設改良費2,000万円の工事箇所は、という問いに対し、弁之庄2号線については道路に接する宅地に住宅が建設されることに伴い、道路拡幅用地の協力が得られたため、道路部分の自由勾配側溝を整備する工事である。金村線については、大雨により道路復旧工事及び排水路の計画整備を行い、また市道當麻街道木戸北口線については、木戸地区において大雨により道路が溢水し隣接の民家に浸水被害を及ぼすため、水路の改修工事を行うものであるという答弁がありました。

また、道路新設改良費2,000万円に対してその財源として、合併特例債を1,900万円補正されているが、合併特例債で組むのではなく、できるだけ単年度で執行できるものは単年度で執行すべきではないか、なぜ合併特例債で組まれたのか、という問いに対し、いろいろな考えがあると思うが、財源を伴うものについては有効に活用していくためにも、わずかな分についても合併特例債の運用をしていきたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会の報告といたします。

西川議長 以上で都市産業常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第58号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告はいずれも可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第58号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議はあす19日午前10時から再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

本日はこれにて散会をいたします。

散 会 午前11時38分